表 2 - 2 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設

| 衣と「と 人気が実防正法にためるはい産光生危敌 | | |
|-------------------------|---|---|
| No. | 施設の種類 | 施設の規模 |
| 1 | ボイラー | 伝熱面積が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の 燃焼能力が重油換算50L/時以上 |
| 2 | 水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発 生炉及び加熱炉 | 原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が 20 t /日以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能 力が重油換算50L/時以上 |
| 3 | 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供 する焙焼炉、焼結炉及びか焼炉 | 原料の処理能力が1 t / 時以上 |
| 4 | 金属の精錬の用に供する溶鉱炉、転炉及び平炉 | が付いた在北方が1t/ 時数上 |
| 5 | 金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉 | |
| 6 | 金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属 製品の熱処理の用に供する加熱炉 石油製品、石油化学製品又はコールタール製品 | 火格子面積が1㎡以上であるか、羽口面断面積が0.5㎡ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が |
| 7 | の製造の用に供する加熱炉 | 200kVA以上 |
| 8 | 石油の精製の用に供する流動接触分解装置のう ち触媒再生塔 | 触媒に附着する炭素の燃焼能力が200kg/時以上 |
| 8-2 | 石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のう ち燃焼炉 | バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算6L/時以上 |
| 9 | 窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉 | 1. サフェ年以1~2011 でもフェ ジーユーの機関の機 |
| 10 | 無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する 反応炉及び直火炉 乾燥炉 | 火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃 焼能力が重油換算50L/時以上であるか、又は変圧器 の定格容量が200kVA以上 |
| 11 | | |
| 12 | 製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉 | 変圧器の定格容量が1,000kVA以上 |
| 13 | 廃棄物焼却炉 | 火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が200kg /時以上 |
| 14 | 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼 結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉 | 原料の処理能力が0.5 t/時以上であるか、火格子面積が0.5 m以上であるか、羽口面断面積が0.2 m以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20L/時以上 |
| 15 | カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の 用に供する乾燥施設 | 容量が0.1㎡以上 |
| 16 | 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷 却施設 | 原料として使用する塩素の処理能力が50kg/時以上 |
| 17 | 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽 | |
| 18 | 活性炭の製造の用に供する反応炉 | バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算3L/時以上 |
| 19 | 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩 化水素反応施設及び塩化水素吸収施設 | 原料として使用する塩素の処理能力が50kg/時以上 |
| 20 | アルミニウムの製錬の用に供する電解炉 | 電流容量が30kA以上 |
| 21 | 燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉 | 原料として使用する燐鉱石の処理能力が80kg/時以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上 |
| 22 | 弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及 び蒸溜施設 | 伝熱面積が10㎡以上であるか、又はポンプの動力が1kW以上 |
| 23 | トリポリ燐酸ナトリウムの製造の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉 | 原料の処理能力が80kg/時以上であるか、火格子面積が1㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上 |
| 24 | 鉛の第2次精錬又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉 | バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上 |
| 25 | 鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉 | バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上 |
| 26 | 鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、 反応炉及び乾燥施設 | 容量が0.1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上 |
| 27 | 硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及 び濃縮施設 | 硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が100kg/ 時以上 |
| 28 | コークス炉 | 原料の処理能力が20 t / 日以上 |
| 29 | ガスタービン | 燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上 |
| 30 | ディーゼル機関 | |
| 31 | ガス機関 | 燃料の燃焼能力が重油換算35L/時以上 |
| 32 | ガソリン機関 | |